

令和 5 年度中に策定・変更（見直し作業を含む。）・廃止が予定されている計画等

計画等の名称	計画期間	区分 策定 変更 廃止	進捗状況	法律上の位置づけ				その他	備考（根拠法令、上位計画等）	所管部局名 所管課名
				法定 受託	義務	努力 義務	任意			
琵琶湖流域下水道事業経営戦略	令和 6 年度～ 令和 15 年度	変更	見直し案作成中					○	令和 4 年 1 月 25 日 総務省通知（「経営戦略」の改定推進について）を踏まえ改定する。	琵琶湖環境部 下水道課
琵琶湖森林づくり基本計画（第 2 期）	令和 3 年度～ 令和 12 年度	変更	素案作成前					○	根拠条例：琵琶湖森林づくり条例（第 9 条）、滋賀県産材の利用の促進に関する条例（第 10 条）	琵琶湖環境部 森林政策課
（仮称）次期生物多様性しが戦略	令和 6 年度～ 令和 12 年度	策定	素案作成前			○			根拠法令：生物多様性基本法（第 13 条） 根拠条例：ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（第 8 条） 上位計画：滋賀県環境総合計画	琵琶湖環境部 自然環境保全課
滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第 5 次）	令和 6 年度～ 令和 10 年度	策定	素案作成前				○		根拠法令：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第 7 条の 2） 上位計画：生物多様性しが戦略、第 13 次鳥獣保護管理事業計画	琵琶湖環境部 自然環境保全課

滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略の見直しについて

1 経営戦略について

経営戦略とは、公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。

総務省からは、平成27年度通知により、令和2年度までに経営戦略を策定するよう要請されており、下水道サービスの安定的かつ持続的な提供と財政マネジメントの向上を目的として、平成30年度に「滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略」を策定しました。

2 見直しの背景

下水道サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う流入水量の減少等により、下水道事業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。そうした中でも、持続可能な事業を行うために、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化等が求められます。

中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置づけられるものであり、経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、質を高めていくため3年から5年内の見直しを行うことが重要とされています。

今回、ストックマネジメント計画の令和4年度改定、各処理区の維持管理負担金の改定等を踏まえて、令和6(2024)年度から令和15(2023)年度までの10年間を計画期間として見直しを行います。

なお、経営戦略の質を高めるため、次の事項を見直しに反映し、実行性のある経営戦略とすることが求められています。(令和4年1月25日総務省通知「経営戦略」の改定推進)

【見直しに反映する事項】

- ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
- ② 減価償却や耐用年数に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
- ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
- ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討
- ⑤ ①～④の事項を情勢変化に合わせ適格に反映できるよう、経営戦略は「3～5年毎に改定すること」

3 経営戦略見直しのスケジュール（案）

- 令和5年 1月 滋賀県下水道審議会にて経営戦略の案件諮問
7月 環境・農水常任委員会報告
8月 滋賀県琵琶湖流域下水道協議会で市町と経営戦略(案)の協議
10月 滋賀県下水道審議会からの経営戦略の答申
12月 環境・農水常任委員会報告（パブコメ案について）
- 令和6年 1月 県民政策コメント
2月 環境・農水常任委員会報告（パブコメ結果について）
3月 経営戦略の策定、公表

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直しについて

本年3月に制定された「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」では、施策の推進を図るための基本的な計画を定めることとされている（第10条）。このため今回、琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）（以下「基本計画」という。）に、新たな条例に基づく具体的な施策等を盛り込む改定を行う。

1 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の概要

（1）琵琶湖森林づくり基本計画の位置づけ

琵琶湖森林づくり条例に基づく計画（条例に示す理念を実効あるものとするための基本的な計画）。基本構想や部門計画と調和させるとともに、森林法に基づく地域森林計画と整合を図る。

（2）計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）（10年間）

2 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）見直しの方向性

（1）見直しの背景

- ・滋賀県県産材の利用の促進に関する条例の制定
- ・ウッドショックなど市場の混乱への対応
- ・滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例を踏まえた森林吸収源の確保
- ・第72回全国植樹祭開催を契機とした森林づくりや県産材利用に向けた機運の高まり

（2）見直しの方向性案

- ・利用期を迎え充実する人工林資源への主伐・再造林による循環利用の一層の推進
- ・航空レーザ計測など詳細なデータやICTを活用するスマート林業の推進
- ・木材流通センターの機能強化を通じた県産材流通の効率化・競争力強化
- ・将来の県産材需要を見据えた県内製材工場のあり方の検討
- ・一般住宅、公共建築物をはじめ、民間非住宅分野への活用による県産材需要の拡大
- ・J-クレジットや空間活用など、木材だけではなく森林の価値の活用
- ・子供から大人まであらゆる世代に対するしが木育の推進、木材を利用する歴史・文化への理解の促進
- ・県産材の生産・加工・流通の各段階における人材の確保・育成等の推進 等

3 これまでの取組と今後の予定

令和4年	12月	森林審議会に、基本計画見直しの諮問
令和5年	2月	森林審議会（基本計画見直しの方向性）
令和5年	3月	琵琶湖・CO ₂ ネットゼロ対策特別委員会に基本計画見直しについて報告
令和5年	3月	～令和5年5月 業界や県民等に対し意見交換等の実施
令和5年	4月	森林審議会（基本計画見直しの骨子案）
令和5年	5月	森林審議会（基本計画見直しの素案）
令和5年	7月	環境・農水常任委員会に基本計画（改定案）について報告
令和5年	7月	森林審議会から、基本計画見直しの答申
令和5年	8月	～9月 県民政策コメント
令和5年	10月	環境・農水常任委員会に基本計画（改定案）修正について報告
令和5年	11月	基本計画（改定）について公表

(仮称) 次期生物多様性しが戦略の策定について

1 概要

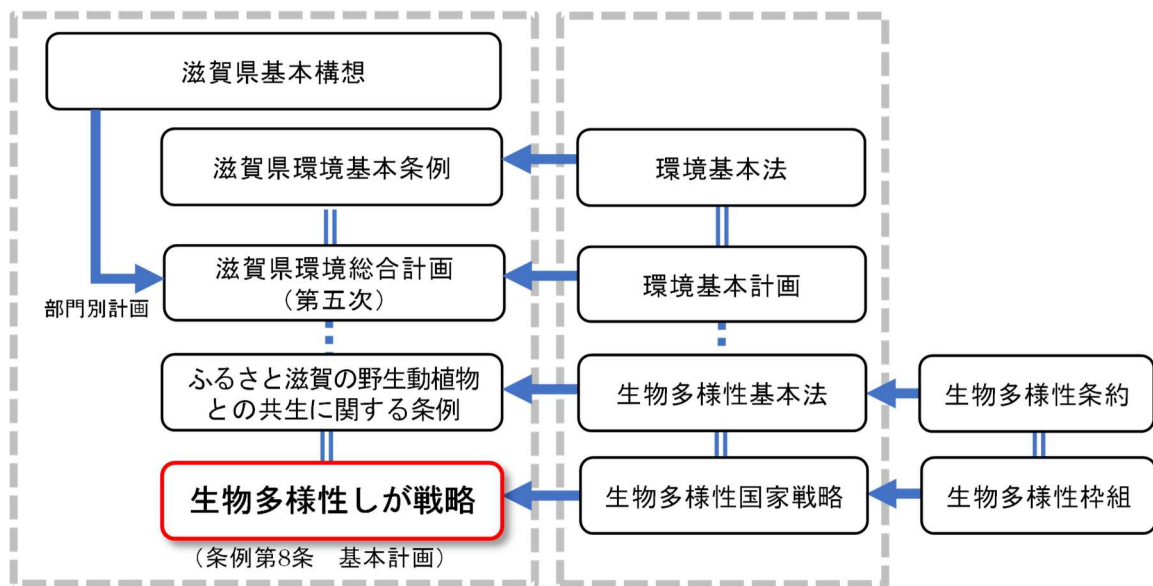
県では、平成 27 年（2015 年）3 月に、生物多様性しが戦略を策定し、生物多様性の保全や持続可能な利用を目指す取組を推進してきた。

令和 4 年 12 月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）では、生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、これを受けて、令和 5 年 3 月、「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定された。

新たな世界目標と国家戦略を踏まえて、(仮称)次期生物多様性しが戦略を策定する。

2 位置づけ

- 生物多様性基本法第 13 条の規定に基づく地域戦略
- ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 8 条の規定に基づく基本計画



3 スケジュール

令和 5 年	6 月	環境・農水常任委員会（戦略策定について） 環境審議会（諮問）
	10 月	環境・農水常任委員会（素案）
	11 月	環境・農水常任委員会（原案）
	12 月	環境審議会（答申） 環境・農水常任委員会（パブリックコメントについて）
令和 6 年	1 月	県民政策コメントの実施、市町等への意見照会
	3 月	環境・農水常任委員会（戦略案について）

滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第5次）について

1 概要

ニホンザルは県内の広範囲に分布しており、一部の群れについては農作物被害や生活環境被害等を引き起こしている。現行計画が今年度で終了するため、引き続き、農作物や生活環境被害の減少を目的として計画の策定を行う。

2 位置づけ

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（国の指針 法第3条）

第13次鳥獣保護管理事業計画（県の計画 法第4条）

第一種特定鳥獣保護計画（県の計画 法第7条）
 (ツキノガメ) 現行計画期間: 令和5年4月1日～令和10年3月31日

第二種特定鳥獣管理計画※（県の計画 法第7条の2）
 (ニホンザル) 現行計画期間: 平成31年4月1日～令和6年3月31日
 (カウ) 現行計画期間: 令和5年4月1日～令和10年3月31日
 (ニホンツカ) 現行計画期間: 令和4年4月1日～令和9年3月31日
 (イソツ) 現行計画期間: 令和4年4月1日～令和9年3月31日

※1【第一種特定鳥獣保護計画】

生息数が著しく減少し、またはその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画。

※2【第二種特定鳥獣管理計画】

生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画。

3 スケジュール

時期	概要
令和5年 6月	環境・農水常任委員会（計画策定について） 環境審議会への諮問
10月	環境・農水常任委員会（素案について）
12月	環境審議会からの答申 環境・農水常任委員会（パブリックコメントについて）
令和6年 1月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会
3月	環境・農水常任委員会（パブリックコメント結果について） 計画の策定・公表

4 現況

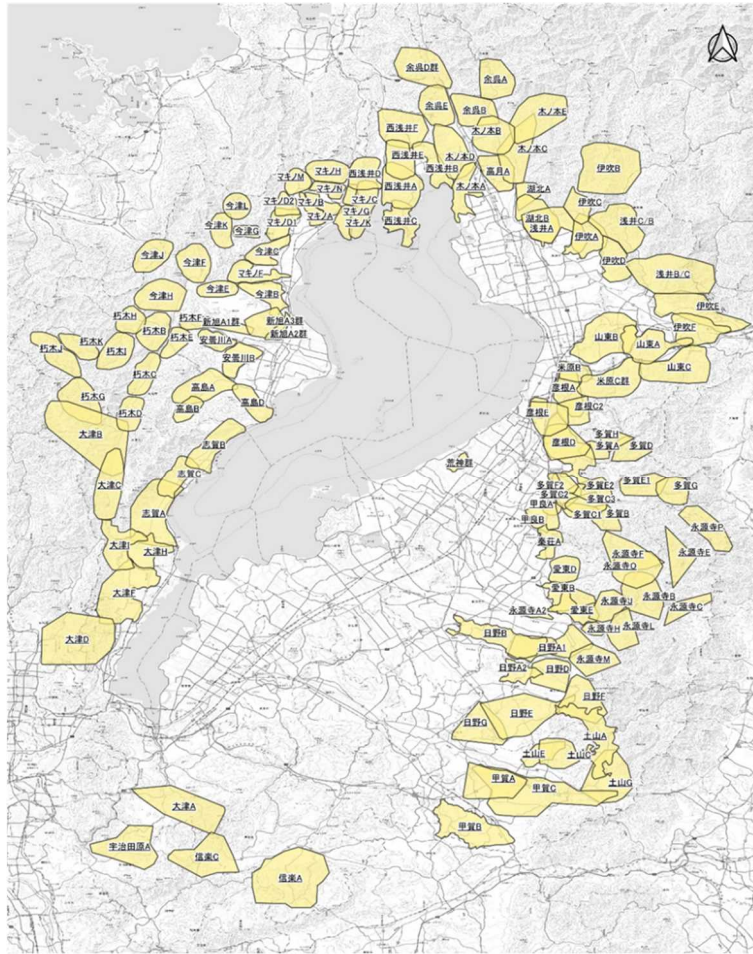


図1 県下の地域個体群（134群：R5.2時点）

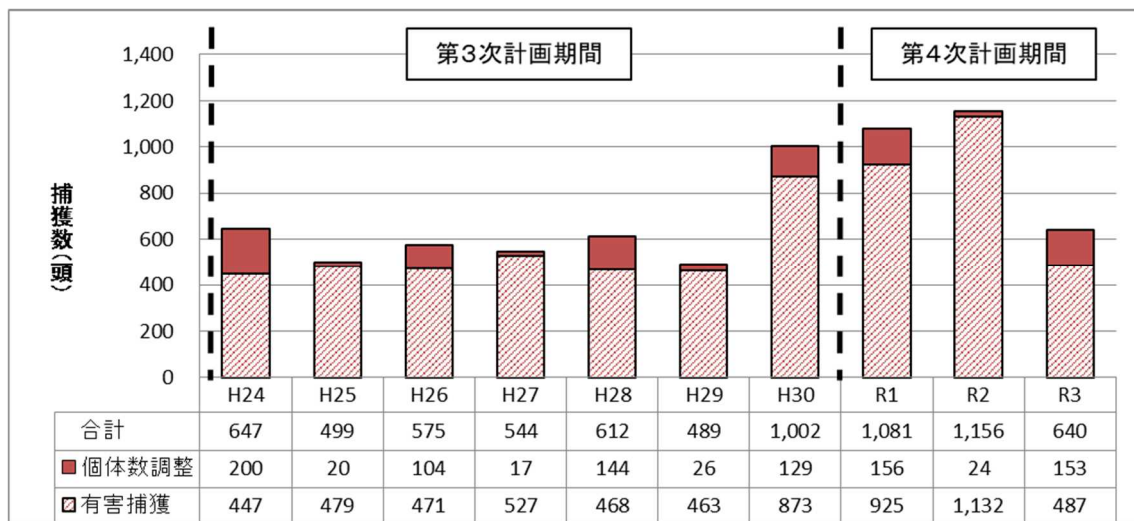


図2 市町による捕獲状況